

令和6年度第8回 横浜市いじめ問題専門委員会	
日 時	令和6年11月21日(木) 議題(1) 18時から18時57分まで 議題(2) 19時から21時10分まで
場 所	市庁舎18階共用会議室みなと6・7
出席者	議題(1) 渥美義賢、石川由衣、石野百合子(遅参)、磯崎仁太郎、片山里美、蒲地啓子(遅参)、栗山博史、毛塚衛、近藤昭一、清水尚子、辻孝弘、平井美佳、堀恭子、守田洋(14名) 議題(2) 渥美義賢、石川由衣、石野百合子、磯崎仁太郎、片山里美、蒲地啓子、栗山博史、毛塚衛、近藤昭一、清水尚子、辻孝弘、平井美佳、堀恭子、守田洋(14名)
欠席者	議題(1) 高橋雄一 議題(2) 高橋雄一
開催形態	議題(1) 公開 傍聴人:0人 報道関係:0人 議題(2) 非公開
議 題	(1) いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方の改定について【公開】 (2) いじめ防止対策推進法第28条第1項に係る調査等について【非公開】
議事及び決定事項	審議にあたり、委員長が会議について、議題(1)の公開、議題(2)の非公開を確認した。 会議録の確認者を辻委員に決定した。  (1) いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方の改定について【公開】 教育委員会からいじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方の改定について諮問され、具体的に検討することとした。 (2) いじめ防止対策推進法第28条第1項に係る調査等について【非公開】 ア 調査の状況について、共有した。 イ 調査の進め方等について、審議した。
議 事	<b>1 開会</b> <ul style="list-style-type: none"><li>審議にあたり、委員長が会議について、議題(1)の公開、議題(2)の非公開を確認した。</li><li>会議録の確認者を辻委員に決定した。</li></ul> <b>2 審議</b> (栗山委員) <ul style="list-style-type: none"><li>委員会の公開・非公開について、議題1は公開、議題2は横浜市の保有す</li></ul>

- る情報の公開に関する条例に規定する不開示情報なので非公開を確認。
- ・会議録確認者について、辻委員に決定。
  - ・議題1の「いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方の改定について」、東日本大震災の被災地から横浜市の小学校に転入してきた子どもに対するいじめの事案について、本専門委員会が平成29年3月に作成した報告書の中で公表に関する提言を行い、教育長から公表のあり方についてこの委員会に諮詢された。その後、平成29年12月に本専門委員会からいじめ重大事態に関する調査結果の公表のあり方についてを答申した。その後、約7年が経過し、その改定について諮詢。事務局からの説明を求める。
- (並河課長)
- ・資料1 訒問書。国のいじめ重大事態調査のガイドラインの改定があった。本市でもいじめ重大事態調査をより機動的、実行的に行う仕組みづくりの議論を進めている。こうした状況を踏まえ、平成29年に策定した公表ガイドラインを見直していただきたく諮詢をさせていただいた。
  - ・資料2。2のガイドラインの主な4点の内容。公表の意義、3点の意義がガイドラインに書かれている。
    - ・市民社会全体でいじめ防止対策や健全育成の活動を促進すること。
    - ・市民目線に立って学校・教育委員会に対して、いじめ防止対策や教育活動の見直し、公正な教育活動・教育行政の推進を強化すること。
    - ・いじめ問題専門委員会の調査結果の信頼性を保つこと。
- 公表の意義を踏まえて、ガイドラインの中では被害者側の意向は確認すべきだが、同意を要件とまではせず、被害者側の意向も踏まえて、公表の内容を精査・限定し、あるいは工夫した上で全ての件について公表することが望ましいということで、公表の意義を踏まえた上でも、全件公表という立て付けのガイドラインになっている。その下の矢印のところ。これまでの専門委員会、学校主体の調査も含め、全ての重大事態調査の調査結果を何らか公表している。事案により概要はあまり書かず再発防止のみ等、公表の仕方に工夫はあるが、結果として全件公表しているのがこれまでの実績。ガイドラインの公表の仕方については、公表版を作成し関係者の意向確認後、速やかにホームページに掲載する、いわゆる個別公表。掲載期間は6月。さらに個人情報の保護として、個人の特定につながる情報は非公表だが、いじめの具体的な内容は個人情報に配慮した上で公表している。一方、国のいじめ重大事態調査のガイドラインの改訂の内容が3。調査結果の公表について1番目。いじめ重大事態調査は、対象児童・生徒保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしな

いまま行うことも可能で、調査報告書を公表しないことも考えられる。2番目は改定前のガイドラインとほぼ同様の記載だったが、公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断することとなるが、個人情報保護法等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましいという内容。

- ・資料3が事務局で調べた他都市の状況。1ページ目から4ページ目にかけて、本市と同じようにガイドラインを策定している都市をホームページで調べて表にまとめた。12都市でガイドラインを策定していることが確認できた。水色のマーカーは、同意が得られない場合は公表しない形。黄色のマーカーは3番目の神奈川県、7番目的小田原市のみで、この2都市が横浜と同じような形で、基本的に全件公表するというガイドラインの都市。どのように公表しているかは最後のページ。大阪1事案、名古屋2事案、神戸1事案がホームページに掲載されている。一つ訂正を、前の表は全部が公表ガイドラインから引用しているものではなく、一部いじめ防止基本方針の中の公表の規定から引用しているものもある。
- ・資料2の今後のスケジュール。後ほどの御議論と同時並行で、委員長、副委員長と御相談させていただき、委員長、副委員長、辻委員、毛塚委員の4名による検討チームでお話をさせていただきたい。来月以降の委員会で御審議後、最終的には2月ぐらいに答申いただければと考えている。

(栗山委員長)

公表されるなら重大事態調査を望まないとか、そういう例も過去にある。そういった点や、今、御説明いただいた趣旨を踏まえて、これから検討チームを組織して検討する。これまで公表前提で全件公表してきたが、その辺りを少し変えることを御提案いただいた。自由に御発言いただきたい。

(近藤副委員長)

平成29年のガイドラインの策定の委員になっていた。ここにいない3人とチームを組んだ。とにかく公表が前提という状態だった。しかし子どもが困るという話を相当して、最終的に同意要件とはしないが十分に配慮するということで、前段の何があったかは非公表、再発防止だけ載せるというように、なんとか折り合いをつけた経緯がある。今回、国のガイドラインが大きく変わってきたことや、不登校はものすごい数。文科省の調査では1.3%ぐらいがいじめと言っているが、実際に保護者に直接調査をした令和3年の調査では、25%がいじめが理由で不登校になったと言っている。横浜市の小中高の不登校の25%が最大数ケースになり得るということ。数百件、100件近くは当然

で、こここのところグッと増えている。実際上、相当の数が来ているので、調査方法も考えてこられている。それから公表版を作ることの事務量も半端ではない。すごく気を使う内容。そこら辺を踏まえて国のガイドラインに合わせるような議論だといいと思う。

(栗山委員長)

公表するものとしないものをセレクトする方向性や全部公表するべきだという御意見等いかがか。

(磯崎委員)

資料2の2の主な内容、公表するかしないかを考えるために、意義、なぜ公表しなくてはならないか、何だったら公表しなくていいのかを考えるのが議論の最初かと思う。まず公表の意義が我々の中で変わっているのか、変わっていないのかという議論があってもいい。

(栗山委員長)

公表の意義の3点に関して、変わっている、変わっていないとか、こういう意義が今でもあるのではないか、あるいは変わっているという御指摘、御意見。非常に抽象的に書いてあるが、これが公表することにより、こういう目的を実現しようという趣旨かと思うが。

(石野委員)

2番目の学校・教育委員会に対して、教育活動・教育行政の推進を強化すること、は公表の意義を感じているが、学校や教育委員会への再発防止を検討する際は、公表版を使って再発防止を検討されているか。通常、全文の報告書はどの範囲で利用されているのか、整理していただけるとありがたい。

(並河課長)

今までの公表版と本体の報告書の違いは、事実認定の部分等は本体の報告書のほうが詳細であり、再発防止の部分はほぼ同じ内容を引き移している状態。学校現場も含め、再発防止を現場で使う時は、本体と同じ公表版で読んでいる状況。公表版は詳細な事実は確かに一部省略されている。当該学校では当然、細かな事実関係が書かれたものを見て、何ができたのかを考えている。学校全体と当該学校で使うものが違う。

(片山委員)

この報告書を使い、どの程度の学校内で研修されているか。例えば年間。

(並河課長)

事案が起きた当該学校では、報告書を使って研修をしたり、学校のいじめ防止対策委員会で再発防止を考える。一方で500何校の学校が公表版を使って、それぞれどの事例をどこまで見て検証できているかは追い切れていない

い。ただ、3月に公表した中学校は、自死の事案であったということもあり、全校で研修しその状況も含めて集約している。それ以外の事案については、他の学校の状況を追い切れておらず、学校単位での判断という状況。

(栗山委員長)

学校・教育委員会は横浜市の学校・教育委員会だけではなく全国を指している。この意義の中の、学校・教育委員会に対して、いじめ防止対策や教育活動を見直し、公正な教育活動・教育行政の推進を強化することについては、公表版でホームページに6か月間掲載ことにより、それを全国の方に見ていただくということだと。横浜市の研修での扱われ方だけではなく、見た人の参考にしていただくことで、全国の教育行政に生かしていただく意味合いもあると思う。大きな方向性自体に意義がなくなったとか、そういう話ではないと感じるが。

(近藤副委員長)

黒ポチの2つ目までは、いじめ法の趣旨と重なっており法を受けた形。公表は国民全体で、市民社会全体でいじめを克服しようという方向。3つ目の黒ポチは公表への圧力というか、公表が当たり前のような。当時のその圧力が非常に強かった部分が現れている。この部分が国のガイドラインで線が引かれてきている現実だと思う。公表しなかつたら信用できないという意味。

(栗山委員長)

チームの辻さんとか毛塚さんとかいかがか。

(辻委員)

調査をしてほしい方が、最初にこれは公表しますと言われたらちょっと出しにくくなる話はよく分かる。調査自体が成立しなかったり、手続自体もやめてほしいということはごくあり得るということ。議論のポイントとして、最初に、公表を全くしないということもあり得ると明記して始めたほうがよい。逆説的だが、だったらちょっと話してみたい等、調査を進めていくと終盤のほうで公表の意義がだんだんと出てくることは往々にしてあると予測する。カウンセリングでもそうだが、最初に「ここは誰にも言わないから、安心してお話ししてください」と言うから安心して話せる。話していくうちにだんだんと変わり、調査してほしいことの地図が見えてくるとゆとりが生まれてくる。そうすると「あ、これは結構普遍的に世に訴えてもいいようなことだ」ということが共有できる可能性がある。調査はプロセスとして考えれば、終盤で「公表もありだな」という話し合いが生まれる可能性もあるという見方をしている、一つの視点だが。これを生み出すにはやはり対話だと思う。上下のない対話で「どうですか」と。調査する者される者、人として話

していくとだんだん生まれやすくなるという思いがある。だから明記しておくこと自体で少し保険になると思う。

(栗山委員長)

そもそも当事者が調査をよく分からぬ中で、いきなり公表する前提だと「えっ」となるのは分かる。調査が何なのか、どんなことが明らかになるのか、委員会がどんな人なのか、等が分かっていく中で、だんだん安心して考えられる可能性があることはおっしゃるとおりだと思う。最初の段階で、特にそこを突きつけて判断していただくのはなかなか難しい。

(磯崎委員)

辻さんがおっしゃったことで、反論は全くないが。そもそも調査は何のためにするのかが気になる。調査は因果関係を明らかにして、誰が悪いかを明らかにして、その人の責任を追及するものではなかったはず。その人たちの当事者関係の問題を扱うのではなく、今後他の人たちに、もっとより良い生活を導くために、思慮というかそういうものを明らかにするために調査をするという概念だと思う。発表しないというオプションがあるのはいいが、もし最初から公表しないことになったら、そもそも何のためにやるのか。誰も見なければ、皆に資することはその学校にしかない。責任を問うことになるという議論はないと思った。

(片山委員)

目的は諮問書に書いてあるが大きくは2つ。重大事態調査の目的は、いじめを対処して当該を助けることと再発防止策。私は当該を助けることが喫緊の課題で優先されると思う。いじめの重大事態調査をする際、最初に公表されることを言うので、どうしようかなとなる方を結構見てきた。私は当該を助けることを第一に考えて、当該が公表されることで躊躇するのであれば、公表しないこともありだと思う。

(石野委員)

皆さんの意見とも、先ほど私が質問したこととも被るが、調査をしてどう生かしていくか。片山さんがおっしゃったような本人のための調査という側面と、今後の活用との関係で。仮に公表をしない件がすごく増えた時、公表版がないなら、どの範囲でどういう形で、例えば市教委とかでどう使っていくのかの検討が必要な話になる。栗山さんからお話をあった、これは全国を対象としている、ということとの関係で言えば、横浜市の調査であれば、横浜市内の再発防止の利用のために。例えば公表はしなくても、マスキングして利用するとか、ある程度違う活用方法が考えられるのか等、公表の意義、目的自体は、違う形でも達成できるやり方があると思う。原則公開するのは、

公表を望まないケースや、内容からして公表をすることが不適切なケースはあると思うので、そこを残すことはすごく大事だと思う。それを前提に何か建設的な考え方方が、また違う形ででききたらいいと思うので、この答申の方針でいいと思う。

(清水委員)

最終的に公表のことだけを考えるということではないということを委員の先生方の御意見を聞いて、いろんな観点があると思った。原則は、やはり柔軟な対応だと思う、調査を希望する方の希望も含めて。あと、このような検討になっている事務作業とか、迅速な調査をしていくという現実に直面している。だからこそ、今検討していくのだと思う。他都市の状況でも、この場合には公表する・しないという基準を設けている自治体があるので、その意義に沿った上で、例えば事務作業が、というところは基準の1つにはなり得ないと思うし、被害者の意向だけでということでもないんだろうと思う。基準を設けるとしたら、どういう基準になるかを検討する必要があると思う。

(守田委員)

公表の意義で2つ目のポチのところ。市民目線に立って学校・教育委員会に対して、いじめ防止対策や教育活動を見直しとある。結局、公表は単に出せばいいという話ではない。それに対して、研修あるいは他のいろんなチャネルを通じて、市民の方がどう思ったかというキャッチボールがあって、初めてその改善が図られていく。ただ投げっぱなしで結局何も反応がないのは、なかなかその先の改善に繋がりにくいと思う。例えば、v中学校の事例の改善策として、いじめを受けていて、個別に関わっていたけれども、不登校になったと同時に、個別というよりは不登校の名簿の中に載って埋もれてしまったことがあった。この点について、不登校になってもこの子はいじめを受けた子ということで、丁寧に個別事例として追っていくことが必要。そのためには事例検討という手法があると改善策で書かれている。しかも最後のところで、事例検討したことについて、ぜひこの委員会に向けても報告するように、ということが書かれていたと思う。そのように、もし公表されることにより、被害者が非常に心の痛みを受けるけれども、自分の改善策として出されて、それがさらに具体的に目に見える形で改善が進むことが分かれれば、その痛みも「大変だったけど、公表してよかったです」と思うと思う。例えばセレクトして公表する場合には、その公表したものをおしゃべりにするのではなく、大切に大切にしながら、その後の改善策の到達に向けての対応の素材として育てていく。そういう関わり方が保障されるのであれば、公表という意義がつらい思いだけではなく、一緒になって改善策に向けていける

と、被害の方の気持ちも反映されると思った。

(栗山委員長)

報告書を使って学校で再発防止策を検討してバックしていただく。それは必ずしも全国に出すホームページの公表という形ではなくて、当該の学校とか横浜市教委に検討していただいて戻していただくのであれば、あえてホームページ上の掲載でなくても実現はできる話だと思う。再発防止とかを市民、学校・教育行政に活かしていただくのは、石野さんの発言にもあったが、必ずしも掲載する形ではなくて、別の方向で生かしていく方法があるのでないか、という御意見でよろしいか。

(守田委員)

ぜひキャッチボールを続けていくことが大切。

(栗山委員長)

確かに案件が多くなるとキャッチボールがしにくくなる。元々、重大事態調査が全国で始まった頃は、報告書を委員会が作り、それに対して学校で再発防止策に取り組むために別途フォローアップ委員会のようなものを作った。そこで1年後2年後3年後にどうなっているかを検証して、それをバックするようなことをやっている地域もあった。件数が少ないと、それを取り組んでいる自治体もあると思うが、たくさんの事例を全部やるのは難しい。重大事態が起こった場合には、そういうことを求めていく方法もあると思った。

(蒲地委員)

自分は市教委の中で研修を作ってきた。学校現場では非常に複雑な事案だと、込み入った状況が絡み合い、そこを全て読み解いて改善策をするのは、なかなか現場として難しい。先ほど先生がおっしゃったようなポイントを抜き出してリメイクしてどういう形にするのか。何件か集めて集約版を作り、研修に資する方法もあると思う。学校現場はそのほうが、自分たちで自己点検するべきところが明確になったほうが、防止対策の見直しということではより良い。公表版としても長いので、全職員に読ませて研修するのは相当な労力、時間の問題もある。研修効果を上げるためならば、そんな方法もあり得る。全件公表が良いか悪いかは、その研修のところはそんな方法もあると思う。

(片山委員)

私はほかの自治体の重大事態調査報告書をよくダウンロードするが、巻物みたいに長い。文科省のいじめの事例集のようなものは冊子だった。一つひとつ的事例はA4で1枚ぐらいかA4両面ぐらい。これだと結構早く読める

ので、公表版とかはそういうもので良いと思う。見る気も起きる。

(栗山委員長)

いろいろ工夫の仕方はある。

(石川委員)

今までの研修の流れ等を聞き、全件公表はしない方向性がいいと思う。公表の意義の1つ目、2つ目は、意義としては分かるし法律からこういうことがあることは分かる。ただ、実感として横浜市の公表版を見ている市民の方はどのくらいいるかと正直思う。片山さんとかがおっしゃっていた被害児童を助けるというか、きちんと向き合い事実を明らかにするのが調査の意義としてはあると思う。公表は保護者さん等にとれば、調査に進むハードルになっているのは間違いない。その結果、本来調査すべきものが調査できないのが一番悪く避けなければいけない。それは公表する件数が減ることよりも、もっと避けるべきことだと思う。公表する・しないよりも、きちんと調査すべきものを調査することを優先させるのであれば、公表しない件数が増えて仕方ないと思う。再発防止の意識の向上等は、他の委員がおっしゃったような方法でいくらでもケアできると思う。

(辻委員)

第三者委員会、教育委員会、学校主体調査もそうだが、調査する側から見れば、調査をしてほしいと言ってから始まるが、当事者からすれば、調査をしてほしいと言うまでがものすごく大変な心的負担があると思う。なので、何らかの形で調査することの意義として、調査前の被害を受けた児童、関係者も含め、その人たちを守るために、できるだけ何があったのかということを調査することに重きをおいていいと、さらに思った。

(栗山委員長)

この点に関しては、引き続き検討チームで検討。今後、具体的な案をお示しして、皆様にさらに御意見をいただく機会はある。今の段階では全体の方向性に関する議論。チームで検討して具体的な修正を考えていくが、さらに御意見をいただきたい。

(毛塚委員)

公表の意義の3つのうち、公表版としてやっているのは、3点目という気がする。1、2は公表しなくとも、市の委員会の中で共有すれば良い。全国のどこまで普及するのかはあるが。ホームページに載せる形にしたのは、やはり専門委員会の信頼性とか中立性とか、そういう担保という意味合いで、近藤さん達が当時そういう視点で作成されたと思う。第三者委員会としての信頼性を、ある意味載せておくことで担保しておくところは大きかつ

たのではないか、1、2はいじめ防止法の目的でもあるので。公表にフォーカスすると、そこを意識したと思う。それによってどれほど信頼性を得られているのか。公表されているからこの人たちはどうだ、とどれだけ見られているのか。イメージとしてはあると思う。外に出しているから信頼性の確保というはあるが、実際の効果とかその辺はどうだろう、というのは正直思うところはある。公表版ベースの報道になった時、こちらの意図が十分に伝わらないこともある。そうすると公表版のある一文だけが一人歩きする等、全く違う事案として周知されてしまうこともある気がする。

(栗山委員長)

公表版によってどこまで支援が伝わるのかということはあると思う。特に学校・教育委員会の問題性だけを指摘していて、家族の問題、本人の問題、特に家庭の問題に関してはほとんど指摘していない。そのようなことも含めて、どうすればそのような事案が起こらないようにするのか、もう少し伝え方を工夫すれば良いと思うので、その点もチームで検討したいと思う。今日の御意見を伺った上で、検討してまいりたいと思う。先ほどの事務局からの御説明にスケジュールがあったが、今年度に答申をして、早めに改定の公表ガイドラインに基づく運営を目指していく方向性にしたいと思う。検討作業が進んだ段階で皆様にお諮りしたいと思う。

## (2) いじめ防止対策推進法第28条第1項に係る調査等について【非公開】

<終了>

資料	<p>【議題1（公開）】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・資料1：いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方の改定について（諮問）</li><li>・資料2：いじめ重大事態調査結果の公表ガイドラインの改定について</li><li>・資料3：他都市の状況</li></ul>
特記事項	